

第 23 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 13 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 | 4 番 小出 満文 |
| 5 番 福本 博文 | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | | 19 番 北野 暁之 | |

欠席委員 18 番 古庄 憲明

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 許可申請について
- 議案第 4 号 非農地判断について

5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 田上 一也 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野、長陽地区の委員の皆様は現地確認大変お世話になりました。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、第 23 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 18 名、欠席 1 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。5 月に入り、田植えも順調に進んでいるかと思いますが、私事ですが、牧草の収穫が捗らず困っております。5 月末に東京で全国農業委員会会長大会が開催予定ですので、それまでに片付ける必要があるのですが、私の代わりに誰か行っていただけるとありがたいと思いますが、ぼちぼちと頑張りたいと思います。</p>
議長	<p>ただいまから第 23 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 9 番の榊委員、10 番の藤岡委員を指名します。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>5番</p>	<p>議案第1号番号1、2番について、5番の福本が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号1番の譲渡人は、農地面積が狭く、農地の管理がしにくいいため、申請地と隣接している譲受人と所有権移転の売買の申請が上がりました。譲受人は農業を営まれており、何ら問題は無いと思います。</p> <p>続いて、番号2番について説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人は県外在住で農地の管理が厳しく、今回贈与による所有権移転の申請が上がりました。</p> <p>譲受人は長年農業を営まれており、農業の経験は十分であると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
<p>2番</p>	<p>議案第1号番号3番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人はご近所付き合いです。譲渡人は近年まで農業を営まれておられましたが、農業規模を縮小されておられ、農地の買い手を探されておられました。</p> <p>今回、同じ地区で農業を営む譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は花卉の栽培など精力的にやられておられ、今後も農地の管理をしていただくことに何ら問題ないと思われまます。</p> <p>ご審議いただきますよう、お願いいたします。</p>
<p>11番</p>	<p>議案第1号番号4番について、11番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人はご高齢であることから農地の管理が難</p>

	<p>へ個人住宅を建てられ自己所有の居宅を新築する計画を考えておられ、この度譲渡人と、転用所有権移転有償ということで契約がまとまり、申請が上がっております。</p> <p>集落の中に住宅建設ということであり、また、排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>住宅など近隣に迷惑をかけるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> <p>議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地中間管理事業法第19条の2、農地利用集積計画一括方式について」審議します。</p> <p>番号1から12番の新規案件について、審議しますが、番号3番、9番が委員関係の議案となりますので、先に審議いたします。</p> <p>最初に3番の議案を審議しますので、関係委員の退室を求め、事務局に朗読・説明をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p> <p>事務局 議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2農地利用集積計画一括方式について番号3番について 事務局が朗読・説明します。</p> <p>こちらは農地中間管理機構を通じた賃借で、令和7年7月からとなります。</p> <p>まず、番号3について、朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 賃借権設定10年です。</p> <p>譲渡人は、高齢であり、経営規模縮小のため、農地管理をお願いする方を探しておられました。地域で畜産をされている譲受人との間で話が纏まりました。譲受人は認定農業者であり、地域で畜産をされており、今回の話が纏まりました。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p>
--	---

	<p>(異議なし)</p> <p>議案第3号「農地中間管理事業法第19条の2農地利用集積計画一括方式について」番号3について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決致します。 関係委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員入室)</p> <p>続きまして、番号9番について、審議いたします。 関係委員の退室を求め、事務局に議案の朗読・説明をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
事務局	<p>番号9について、朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 賃借権設定10年です。</p> <p>こちらは、こちらは、基盤法から農地バンクへの移行案件です。譲受人、譲渡人等の条件に変更ありませんので事実上の再設定案件です。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号「農地中間管理事業法第19条の2農地利用集積計画一括方式について」番号9について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決致します。 関係委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員入室)</p> <p>続きまして、番号1から番号2、番号4から番号8番、番号10から番号13について、審議いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1について、朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 使用賃借権設定5年です。</p> <p>譲渡人は、村外に在住の方で農地管理が難しいため、借り手を探していました。</p>

譲受人は新規就農者で農地を借りて営農されており、今回の話が纏まっておりません。

続いて、番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 使用貸借権設定 10 年です。

譲渡人は高齢で農地管理をお願いする方を探しておられ、他の農地で利用権設定を行っている譲受人と使用貸借権設定で話が纏まっております。

続いて、番号 4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。

譲渡人は番号 2, 3 と同じ方です。譲受人は、南阿蘇に移住し、近隣の農家で農業の手伝いをしておりました。今回の農地が家の近所であったことから農地管理のため、土地の賃借で話が纏まりました。

続いて、番号 5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 使用貸借権設定 10 年です。

譲受人は、高齢で農地管理をお願いする方を探しておられ、近隣農地で耕作をする譲受人と話が纏まりました。

続いて、番号 6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。

譲渡人は村外在住であり、管理が難しいため、農地を地域の方へ貸しておられます。譲受人は新規就農者で、農地を探しておられました。今回、農地の一部を譲受人が借りることとなり、話が纏まっております。

続いて、番号 7：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 使用貸借権設定 5 年です。

こちらは基盤法から機構法への変更分となり、譲渡人、譲受人共に変更無く、実質再設定の案件ですので、説明は割愛します。

ここから番号 12 までは、同様の案件ですので、議案の朗読のみを行います。

番号 8：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。

番号 10：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 使用貸借権設定 10 年です。

番号 11：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 使用貸借権設定 5 年です。

番号 12：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED] 使用貸借権設定 10 年です。

番号 13 から移行は再設定案件ですので、朗読・説明を割愛します。いずれの案件も特に問題は無いと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長	<p>はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号、「農地中間管理事業法第19条の2、農地利用集積計画一括方式について」番号1から番号2、番号4から番号8番、番号10から番号13について、異議がない方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第4号非農地判断について審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1：所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和7年4月30日です。</p> <p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろに所在地地図、現況写真を付けておりますのでご覧ください。それでは説明します。この申請地は [REDACTED] [REDACTED] にあり、 [REDACTED] 地区を流れる [REDACTED] 川沿いに位置する農地です。 [REDACTED] 地区の [REDACTED] から [REDACTED] に位置しています。写真でもお分かりのとおり雑木等が繁茂し、すでに農地の様子はないことから、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、続きまして、令和7年6月の総会日程を決めたいと思います。</p> <p>予定案としまして、令和7年6月10日 火曜日 午前10時より開催したいと思</p>

事務局 議長	<p>います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎二階大会議室での開催としておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回の総会は6月10日 火曜日 午前10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿の記入について ・農地あっせん申出の件 <p>以上をもちまして第23回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>
-----------	---

7. 閉会時刻 10時30分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年6月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

9番

議事録署名委員

10番
